

横浜市現市庁舎街区活用事業
計画段階配慮書に係る手続について

項 目	内 容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表10 高層建築物の建設
図書の提出	条例第8条第2項 提出日：令和元年12月23日
図書の縦覧の公告	条例第9条第1項 市報公告：令和2年1月15日 （環境影響評価課ホームページ、環境創造局ツイッターで広報）
図書の縦覧	条例第9条第1項 縦覧期間：令和2年1月15日～1月29日（15日間） 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課 中区役所区政推進課 （横浜市中心図書館・中図書館で閲覧、環境影響評価課ホームページで配慮書の全文公開を実施）
環境情報提供書の提出	条例第10条第1項 提出期間：令和2年1月15日～1月29日 配慮書について環境の保全に関する情報（以下「環境情報」という。）を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、環境情報を記載した書面（以下「環境情報提供書」という。）を提出することができる。 （環境影響評価課ホームページでも環境情報提供書の受付を実施）
配慮市長意見書の作成	条例第11条第1項 環境情報に配慮して、環境の保全の見地からの意見を記載した書面（以下「配慮市長意見書」という。）を作成し事業者に送付
審査会への意見聴取	条例第11条第2項 意見聴取依頼：令和2年1月16日 配慮市長意見書を作成するときは、審査会の意見を聴く
配慮市長意見書の 公告・縦覧	条例第11条第3項 配慮市長意見書を作成した旨を公告し、15日間縦覧